

封印取付け業務は公益事業

使命きちんと認識し、ルール遵守を

私たちJU組織（協会）が遂行している「封印取付け受託業務」は、道路運送車両法に基づき、運輸支局長から委託を受けた公益事業です。

協会員・組合員の皆様におかれましては、「国から委託を受けている」という使命をしっかりとご認識いただき、JUグループが定めたルールに基づいて、封印取付け（施封）業務に適正に対応を図っていただきますよう切にお願い申し上げます。

なお、JUグループで定めている下記4点のルールを遵守していただけない場合には、運輸支局長の行政指導等により、封印取付け受託業務を利用することができなくなります。予めご了承下さい。

①

「同一性」の確認は厳重に

複数車両への「同時施封」は要注意

車台番号・車検証・ナンバープレートの「同一性」をきちんとご確認の上、封印を取り付けて下さい。

複数の自動車にナンバープレートを同時に取り付ける場合は、誤ってナンバープレートを取り付けてしまう恐れがあります。

道路運送車両法の趣旨から言っても、ナンバープレートの取付け間違いは絶対にあってはならないことです。くれぐれも御注意下さい。

②

オフアは「移動禁止」の合図

手続き完了まで「AA出品不可」

封印取付け業務の申込みをされた場合、当該自動車は新しいナンバープレート&封印の取付けが完了するまで、所定の展示場（施封場所）から移動させることはできません。

ナンバープレート・車検証などの登録・届出手続きに必要なものを、協会事務局に引き渡した直後から、当該自動車を所定の展示場以外の場所に移動させることは絶対に許されません。

JUグループの封印取付け業務では、予め届け出た施封場所において、新しいナンバープレート&封印を取り付けることが義務付けられています。

当然、所定の手続きが完了するまでの間は、当該自動車をオークションに出品することはできません。出品店の皆様はくれぐれもご留意下さい。

また、回送運行ナンバー（通称・赤ナンバー）による当該自動車の運行も固く禁じられています。

③

AA会場での「施封NG」

落札店への封印等引き渡しも厳禁

協会事務局から受け取った新しいナンバープレート&封印を、オークション会場で取り付ける行為は禁止されています。

また、新しいナンバープレート&封印を落札店に引き渡す行為も固く禁じられています。

私たちの封印取付け受託業務は、冒頭でふれたように国から委託を受けて遂行しているもので、こうした不正行為は、私たちの特権が剥奪される危険性があります。

全国のメンバーショップに迷惑をかけないためにも、ルールを必ず守って下さい。

④

抹消予定&転売決定でも施封

受託業務は「取付け」が絶対条件

抹消する予定の自動車や、転売が決まった自動車など後日に当該自動車のナンバープレートを変更する場合であっても、協会事務局から受け取った新しいナンバープレート&封印は必ず当該自動車に取り付けて下さい。

私たちの封印取付け受託業務は、新しいナンバープレート&封印を取り付けることを目的としています。

抹消に伴いナンバープレートを運輸支局（車検場）に返納する予定の自動車であっても、施封作業は怠らないで下さい。また、転売が決まったからと言って、施封作業を省くことは絶対に許されません。

車検場に返納するためのナンバープレートに封印が取り付けられた痕跡が無いものは、道路運送車両法に抵触します。くれぐれもご注意下さい。